

うれしーど 2 4 with mamorocca 会員規約

2026年9月1日制定

第1章 総則

第1条 (規約)

1. この規約(以下「会員規約」という)は、株式会社シード・コーポレーション(以下「当社」という)が提供する「うれしーど 2 4 with mamorocca」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約を定めるものです。
2. 会員規約は民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は、経済情勢その他諸般の事情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
3. 前項による会員規約の変更は、変更後の会員規定の内容を、当社ホームページ、店頭表示、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意したうえで本サービスへの入会を行ったものとし、会員規約の内容に同意したうえで本サービスを利用するものとします。

第2条 (定義)

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続(会費納入を含む)を行い、当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社の承諾は会員へ電磁的方法または郵送等当社所定の方式により通知されます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても本サービスを受けられるのは専有部室内に限る)を問いませんが、店舗や事務所等、事業用の物件は除きます。
3. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社へ法人名義で本サービスの申込み(1社宅1室につき1契約扱いとする)を行い、当該法人の役員・従業員・その他の使用人等(個人)が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方(以下「サービス対象者」という)に限定して本サービスが受けられるものとします。当該記載または会員規約第7条第1項の届出がない方は本サービスの対象外とします。

第3条 (本サービスの利用及び種類)

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約または諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。

4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。
5. 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社会員専用ホームページ（以下「ホームページ」という）または当社発行のパンフレット（以下「パンフレット」という）等で紹介します。
6. 聴覚障がいをお持ちの会員は、遠隔手話通訳サービスにて本サービスの利用が可能です。利用可能時間は午前8時から午後9時までです。詳しくはパンフレットの案内文書をご覧ください。

第4条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条（会費）

1. 会員は、本サービスの会費として、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
2. 当社都合により本サービスの提供が将来にわたって不可となり、満了前の残会員期間がある場合は、その残期間に応じて、支払済の会費から当社の平均的な損害を控除した残金を、会員の請求に基づき返金します。
3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、申込書又は当社所定の書式に記されたサービス開始日から数えて1年間又は2年間とし、以降の継続については所定の方法での契約更新手続が必要となります。
2. 会員がサービス対象物件を退去した場合は、以後は本サービスを利用することはできません。ただし、特例として、会員から移転する先の物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前通知し、当社が承認をした場合には、本サービスの残存期間は移転先でも有効とします。
3. 更新の継続期間は更新日より1年間又は2年間とします。
4. 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員（サービス期間2年間の場合は、更新日以降の会費を、1年毎の2回に均等分割して振替します。
5. 更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員（サービス期間1年間及び2年間）には、口座振替期日以前に当社から会員への個別の通知はしません。口座振替（更新手続き）を希望しない場合は、サービス有効期間満了日の60日前までに当社所定の方法で通知してください。
6. 会員が重複して本サービスを申込み、当社が受け付けた場合は、先申込みと重複して

いる会員期間を後申込みの会員期間満了日の翌日から同期間延長します。

第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を届出るものとします。なお、支払われた会費の取り扱いは会員規約第5条2項の規定によります。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - (4) 会費を滞納した場合
 - (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他（1）～（7）に準ずるもの。
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期

限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。

なお、個人情報のお問合せ先の詳細については、当社のホームページ（プライバシーポリシー）<https://seed24.jp/privacy/>（当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をご確認ください。

- （1）当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- （2）会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。

本サービス申込書記入日、サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- （3）会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供にあたり、以下の会員の個人情報を当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下、これらを総称して「提供会社」という）に提供することをあらかじめ同意するものとします。

本サービス申込書記入日、サービス対象物件入居日又は本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- （4）会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だて

るための各種アンケートの実施

- ② 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、提供会社への会員等の個人情報の提供
 - ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④ 本サービスの運営維持のため、若しくは当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤ 申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧ 本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条（責任制限）

1. 当社の責めに帰すべき事由により、会員が本サービスの利用によって損害を被り、または、その会員期間中に本サービスを利用できなかったことによって損害を被ったことを会員が証明した場合、当社は、故意または重過失がある場合を除き、会員の請求に基づき、過去2年間以内に支払済の会費（消費税を除きます）の額を限度としてその損害を賠償します。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、会員規約又はパンフレット記載の諸注意等の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
3. 会員が本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。
4. 本サービスにおいて当社が会員に提供する情報の利用については、その利用を会員に強制するものではなく、会員は自己の判断と責任において利用するものとします。

5. 当社は、その状況等に鑑み、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否または中止する場合があります。

第12条（内容の変更・サービス提供の中止）

当社は、目的の遂行に必要な場合又はその他必要に応じて、会員の承諾又は会員への事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

また以下の場合には本サービスの提供を中断することができるものとします。

- （1）天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力
- （2）システム障害・停電
- （3）本サービスに係わるシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検
- （4）その他予測できない事態

第13条（分離可能性）

会員規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、会員規約の残りの規定または残りの部分はその影響を受けず有効とします。

第14条（管轄裁判所）

会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第15条（駆付サービス）

1. 会員は、次の各号のトラブルが生じたとき会員専用電話番号を利用し24時間365日緊急駆付のサービス（以下「駆付サービス」という）を依頼することができます。
なお、地域やご依頼の作業内容、天候状況によっては当社サービススタッフがすぐに出動できない場合や、サービス対象物件へ到着するまでに時間を要する場合があります。すことを予めご承諾いただきます。
 - （1）鍵の紛失若しくは故障等、鍵のトラブル
 - （2）水まわりのトラブル
 - （3）ガラスの破損トラブル
 - （4）建具のトラブル
 - （5）電気・ガスのトラブル
2. 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。但し、場合によっては当社が提供する外国語での対応も可能です。
3. 駆付サービスの定義は次の通りとします。
 - （1）初期駆付対応を「一次駆付」作業という（60分以内の部品代を除く作業代は無料）。
 - （2）部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度の訪問及び作業を「二次駆付」作業とい

い、その費用は会員負担とする。

- (3) 60分以内の作業であっても、玄関鍵の特殊開錠作業や部品交換を要する作業、破錠を要する作業または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の場合を「二次駆付」作業といい、その費用は会員が負担するものとします。なお、破錠を行う場合は、会員は賃貸人又は賃貸代理人(管理会社)の承認を得たうえで当社にサービスを依頼するものとします。

4. 駆付サービス(特に玄関鍵の開錠)を会員が受ける場合、次の提示が必要となります。
自動車運転免許、又は顔写真付きの公的機関発行の証明書(但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)

5. 宿泊補助金サービスは、鍵の紛失若しくは故障等、鍵のトラブルにおいての駆付サービス時に、開錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合で、(1)の全ての要件を満たす場合に、補助金として、発生した宿泊基本料金のうち最大5,000円までを給付するサービスです。

(1) 給付条件

- ①宿泊補助金サービスは、本サービスの会員期間(サービス有効期間)の間1回の利用に限る(契約更新後は次の更新日までの間1回の利用に限る)
 - ②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から当社5営業日以内に当社へ提出すること
 - ③当社所定の補助金申請用紙を、利用宿泊施設の退室手続き(チェックアウト)を行った翌日から当社5営業日以内に当社へ提出すること
 - ④当社サービススタッフが一次駆付を行った場合であること
 - ⑤当社が適切と判断すべき合理的理由があること
- (2) 当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

6. ガラス交換サービスは、ガラスの破損トラブルにおいての駆付サービス時に、ガラス等の有料部品交換が発生した場合で、(1)の全ての要件を満たす場合に、当該有料部品交換にかかる費用を最大30,000円分まで当社が負担するサービスです。なお「有料部品交換」とは、破損したガラスを同等のガラスに交換することをいいます。
また、30,000円を超える差額が発生した場合、差額分は、当社が指定する先に会員が現金にて支払うこととします。

(1) 利用条件

- ①当社がガラス交換の対象であると判断した場合
- ②ガラス交換は、本サービスの会員期間(サービス有効期間)の間1回の利用に限る(契約更新後は次の更新日までの間1回の利用に限る)
- ③他保険会社等より当該事故による保険金等の支払いがなされないこと(保険会社等

から支払いがなされないことを当社が確認するために、会員が加入している家財保険の契約内容等を、会員自らお調べのうえ当社へ必ずお聞かせ下さい)

④当社所定の補助金申請用紙を、該当日を含め当社指定先へ当社5営業日以内に提出すること

⑤本号③、④の確認が当社においてなされていること

⑥当社サービススタッフが一次駆付を行った場合

⑦当社サービススタッフがガラス交換を行える場合（特殊なガラス等、当社サービススタッフが同等のガラスを用意できない場合は、ガラス交換サービスの対象外となります）

7. 駆付サービスで作業を行った際に当社が必要と判断した場合、当社からサービス対象物件の管理会社とその他関係各社へ当社所定の方法で作業内容等を報告します。また、報告のため現場写真を撮らせていただくことがあります。

第16条（利用料金）

1. 会員は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日専用のフリーダイヤルにて、無料で問い合わせができるものとします。但し、会員規約第15条第1項の場合で、同条第3項（1）に記載する時間を超過したときの作業代金、同条同項（2）及び（3）に記載する部品交換や特殊作業が必要になったときの部品代等や作業代金または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の作業代金については、会員が実費を負担するものとします。
2. 会員が法人の場合、前項の実費負担分の請求は入居者（個人）及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者（個人）及びサービス対象者が支払いを拒否する、又は、支払いが出来ない状況にある場合には、法人会員がその実費を支払うものとします。
3. 駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、会員は、賃貸人又は賃貸代理人（管理会社）の承認を得たうえで、別途有料（作業料金・部品代）で当社にサービスを依頼することができます。
4. 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第17条（除外事項）

次の場合は、駆付サービスの対象外とします。

- （1）建物共有設備におけるトラブル事案の場合
- （2）午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
- （3）サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
- （4）会員が、会員規約等に違反した場合
- （5）会員及びサービス対象者の故意又は重過失に起因するトラブル事案の場合
- （6）風災や火災などの自然災害、悪天候（気温の上昇低下を原因とする事象を含む）、暴動等に起因する場合

(7) その他、当社が不適切と判断した場合

第3章 生活相談ダイヤル

第18条 (目的)

生活相談ダイヤルは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対し、情報を提供し、会員のトラブルの解決をサポートするものとします。

第19条 (利用資格)

生活相談ダイヤルは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第20条 (利用方法)

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活相談ダイヤルを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活相談ダイヤルの提供時間はサービスの種類により異なります。

第21条 (サービス内容)

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。対応言語は、原則として日本語です。
 - (1) トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。
 - (2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
 - (3) その他、トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3. 以下の事項に関しては、サービスの対象外とします。
 - (1) 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
 - (2) 法令や社会通念に反する事項
 - (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (4) その他、当社が対象外と判断した事項

第22条 (生活相談ダイヤルをご利用いただく際のご注意)

1. 会員は、本サービス有効期間内において、年間3回まで問合せを行うことができます。
2. 生活相談ダイヤルによる情報提供後の次の費用については、会員の負担になります。
 - (1) 書類申請等にかかる費用等
 - (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - (3) その他、紛争解決のために発生する費用等

第23条 (情報の利用の責任)

生活相談ダイヤルにおける情報は、会員がトラブルを解決するための参考として提供す

るものであり、会員にその利用を強制するものではなく、会員は自己の責任において利用するものとします。当社は、生活相談ダイヤルで提供された情報に起因して会員又は第三者に損害が発生した場合（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び情報が提供されなかったことに起因して会員又は第三者に損害が発生した場合、当社に故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章 生活便利サービス

第24条(目的)

生活便利サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第25条(利用資格)

生活便利サービスは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第26条(利用方法)

会員は、会員規約及びパンフレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第27条(禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) パンフレットに記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為、又は会員規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
- (8) 法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (9) その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第28条(提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、当社は生活便利サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1) 会員が、会員規約に違反した場合

- (2) 会員が、前条の禁止行為を行った場合
- (3) 当社が会員として不適切と判断した場合

第29条（問題解決）

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第5章 自転車修理補助金サービス

第30条（サービス内容）

サービス有効期間中に会員所有の自転車が破損し会員が修理費用を支払った場合、本章の定めに基づいて自転車修理補助金サービスとして修理補助金を給付するサービスです。なお、給付金額は会員規約第33条第1項（2）②記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額又は2,000円のいずれか低い金額とします。

第31条（自転車修理補助金給付条件）

自転車修理補助金は、次の全ての要件を満たしている場合に給付されます。

- (1) 会員自身の所有自転車を、自転車修理専門店にて修理したこと（会員自身が修理した場合は給付対象外とする）
- (2) 自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること
- (3) 補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限る
- (4) 補助金の支払いは、本サービスの会員期間（サービス有効期間）の間1回の利用に限る（契約更新後は次の更新日までの間1回の利用に限る）
- (5) 1年以上の会費を支払済であること
- (6) 当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第32条（除外事由）

前条にかかわらず、次の各号の、いずれかに該当する場合は、自転車修理補助金は給付されません。

- (1) 会員の所有ではない自転車の修理
- (2) 盗難被害
- (3) 戦争その他の変乱による破損被害
- (4) 地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの破損被害
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの破損被害
- (6) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- (7) 破損が無かった場合
- (8) 自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から当社5営業日以内に当社に報告しなかった場合
- (9) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (10) 会員が、故意に自ら事故を起こした場合

- (11) その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第33条（補助金請求の受付及び支払い）

会員は自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から当社5営業日以内に以下の各項の事項を当社に報告し、同領収書の日付の翌日から当社7営業日以内に当社所定の申請書を提出するものとします。また、当社は、自転車修理補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。

- (1) 当社の補助金申請受付時の確認事項

- ①住所、氏名、電話番号、性別
- ②修理が必要となった日時と詳細な状況
- ③自転車修理専門店が発行した領収書

- (2) 当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を添付するものとします。

- ①当社所定の自転車修理補助金申請書
- ②自転車修理専門店が発行した領収書
- ③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④その他、当社が必要と認める書類

- (3) 当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金をお振込み致します。

第6章 再入居費用サポートサービス

第34条（サービス内容）

サービス有効期間中にサービス対象物件で侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件を侵入盗難被害に遭った日から3ヶ月以内に転居する場合、本章の定めに基づいて再入居費用として見舞金10万円を給付するサービスです。

第35条（再入居費用給付条件）

再入居費用（以下「見舞金」という）は、次の全ての要件を満たしている場合に給付されます。

- (1) サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること
- (2) 侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に終了していること
- (3) 転居先の再入居物件が、当社代理店の仲介・斡旋であること
- (4) 見舞金の支払いは、本サービスの会員期間（サービス有効期間）の間1回の利用に限る（契約更新後は次の更新日までの間1回の利用に限る）
- (5) 1年分以上の会費を支払済であること
- (6) 当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第36条（除外事由）

前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- （１）会員の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び会員の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他会員の犯罪行為や会員の闘争行為による侵入盗難被害
- （２）室外ベランダにおける盗難被害
- （３）会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他、サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- （４）会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- （５）戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- （６）地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害
- （７）核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
- （８）前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- （９）盗難の被害が無かった場合
- （１０）警察に速やかに届出をしていない場合
- （１１）侵入盗難被害が発生した日から数えて当社６営業日以上、当社に報告しなかった場合
- （１２）転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合
- （１３）会員が会員規約等に違反した場合
- （１４）盗難侵入被害が会員規約第５条第３項により本サービスを受けられない期間に発生したものである場合
- （１５）その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第37条（見舞金請求の受付及び支払い）

会員は事故が発生した場合、当社５営業日以内に以下の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請するものとします。また、当社は、見舞金請求の受付業務及び侵入盗難対象事故の調査業務を行います。

- （１）当社の事故報告受付時の確認事項
 - ①住所、氏名、電話番号、性別
 - ②被害発生の日時と詳細な状況
 - ③公的機関が発行する事故証明書の有無
- （２）当社に対して見舞金請求を行う場合、会員は次の資料を添付するものとします。
 - ①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号
 - ②当社所定の事故発生報告書
 - ③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類

- ④被害状況現場の写真
- ⑤会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ⑥転居先の賃貸借契約書の写し
- ⑦その他、当社が必要と認める書類

(3) 当社が、再入居費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに見舞金をお振込み致します。

第7章 快適サービス利用規約

第38条 (目的等)

1. 快適サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。
2. 会員規約第1章の定めにかかわらず、快適サービスは、株式会社ベネフィット・ワン（以下「BO」という）が会員に対して直接提供するものであり、当社は会員による快適サービスの利用に関し何らの責任を負わないものとします。
3. 快適サービスについては、会員規約第1章の「当社」は、BOをいうものとします。また、個人情報のお問合せ先の詳細については、BOのホームページ <https://bs.benefit-one.inc/contents/kiyaku/privacy/>（BOがそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をご確認ください。

第39条 (サービス内容)

快適サービスは、提供会社による商品の斡旋・販売または各種サービスの利用の手配、取次、紹介、特典及びサービス利用のツールの提供を内容とします。

第40条 (利用資格)

快適サービスは、会員又は会員の二親等以内の親族に限り利用できるものとし、利用時に会員又は会員の二親等以内の親族と同伴する場合には原則としてその同伴者にも同条件が適用されます。ただし、快適サービスの提供条件は、制限される場合もあります。

第41条 (利用方法・時間)

会員は、本利用規約及びホームページに記載された内容等に従って自らの責任と負担により快適サービスを利用するものとします。また利用についてはホームページへのログインおよびアカウント作成が必要となります。快適サービスの会員専用カスタマーセンターの受付時間は、10時から18時までとし、年末年始は休業となります。ホームページからの受付は24時間年中無休とします。尚、利用方法はメニューによって異なるものとします。

第42条 (内容の変更・中止)

目的の遂行に必要な場合、または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合、BOは、会員の承諾または会員への事前通知なく快適サービスの内容を変更し、快適サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

また以下の場合には快適サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議
- (2) システム障害・停電
- (3) 本サービスに係わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
- (4) その他予測できない事態

第43条（禁止行為）

会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 快適サービスを営利目的で利用する行為、快適サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) ホームページに記載されている内容を超える快適サービスの提供を求める行為、または本利用規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 快適サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 快適サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
- (5) 快適サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為、または与える恐れのある行為
- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはそれに関連する行為
- (8) 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
- (9) その他、快適サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第44条（提供の拒否）

以下の事由に該当した場合、B0 は、快適サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1) 会員が、本利用規約又はホームページの「利用上の注意」等に違反した場合
- (2) 会員が前条の禁止行為を行った場合
- (3) B0 が会員として不適切と判断した場合

第45条（問題解決）

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、B0 は一切責任を負いません。

第46条（免責）

本利用規約またはホームページの「ご利用上の注意」の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、B0 はその責めを免れるものとします。また、会員が快適サービス利用の際、電話、FAX、携帯電話、パソコン、インターネット環境、プリンタなどの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、快適サービスが正しく機能しない場

合も同様とします。

第8章 近隣トラブル解決支援サービス／mamorocca

第47条（目的等）

1. 近隣トラブル解決支援サービス／mamorocca は、会員を対象として、会員が被る第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをすることを目的とします。
2. 会員規約第1章の定めにかかわらず、近隣トラブル解決支援サービス／mamorocca は、株式会社ヴァンガードスミス（以下「VS」という）が会員に対して直接提供するものであり、当社は会員による近隣トラブル解決支援サービス／mamorocca の利用に関し何らの責任を負わないものとします。
3. 近隣トラブル解決支援サービス／mamorocca については、会員規約第1章の「当社」は、VS をいうものとします。また、個人情報のお問合せ先の詳細については、VS のホームページ（プライバシーポリシー）<https://v-smith.co.jp/privacypolicy/>（VS がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をご確認ください。

第48条（専門相談員）

本サービスは、以前に警察官の職にあった者のうち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNS トラブル、近隣トラブル等に精通し、VS が専門相談員としてふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第49条（利用資格）

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第50条（利用方法）

1. 会員は、会員規約及びホームページ等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。
2. ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールフォームにて受付し、翌営業日以降の対応とします。
3. ご利用・受付時間内の利用方法は原則会員専用ダイヤルからのみとし、健康上の理由等やむを得ない場合を除き、利用資格のある相談者本人からの電話連絡を必須とします。正当な理由なく電話連絡を不可とされる場合、相談を中止することがあります。

第51条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、専用メールフォームで相談・問い合わせのあった、第38条に記載するつきまとい、不法侵入、SNS トラブル、近隣トラブル等に関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとし

ます。

- (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
 - (2) 警察署、行政機関等の適切な窓口
 - (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他の一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本相談において、法的相談や法的交渉に及ぶ可能性のある相談については、VSにて弁護士に相談のうえ、その対応の可否を検討するものとします。
4. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS 利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などとのトラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると VS 相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
- (1) サービス有効期間以前のトラブル（なお、会員となった日以前にトラブルの原因となる事象が生じていた場合で、同事象および類似の事象に基づき断続的または継続的に生ずるトラブルも含む）
 - (2) 解決支援の対象とならない近隣との日常的なトラブルの相談
 - (3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
 - (4) 法令や社会通念に反する事項
 - (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (6) その他、VS が対象外と判断した事項

第52条（相談方法等）

1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、本相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。
2. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口
株式会社ヴァンガードスミス
相談方法：別途会員へ通知の専用ダイヤル、メールフォームによる
（平日 10:00～18:30※土日祝、年末年始を除く）

第53条（情報等の利用の責任）

1. 本サービスにおける情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための参考として提供するものであり、会員にその利用を強制するものではなく、会員は自己の判断と責任において利用または対応するものとします。
2. VS は、本サービスで提供された情報、アドバイス等に起因して会員又は第三者に損害

が発生した場合（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び情報が提供されなかったことに起因して会員又は第三者に損害が発生した場合、VS に故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第54条（生活再建費用補償サービス）

1. サービスの概要

- （1）生活再建費用補償サービスは、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、VS を保険契約者とする損害保険契約により、不法侵入に遭われた会員に対し、生活を再建するためにかかる費用を一定の範囲でお支払いするサービスです。
- （2）会員は、生活再建に係る費用の支払いが発生するまでに所定の方法にて申請を行うものとし、既に支払いが発生している場合には本費用負担の対象外とします。詳しくは、本サービス相談窓口にお問合せください。
- （3）本サービスが有効な場合に限り、生活再建費用補償サービスが利用可能となります。

2. 損害保険契約の主な内容

損害保険契約の主な内容は次のとおりです。

- （1）日本国内に住む会員が居住する建物または戸室（以下、対象戸室）の占有部分に対する不法侵入の被害によって生じた損害に対して、5 万円を限度として次の保険金が支払われます。ただし、所轄警察署に被害届が受理された場合に限りです。
 - （ア）保険の対象である家財に生じた損害（損害保険金）
 - （イ）対象戸室の鍵の交換費用（セキュリティ対策費用保険金（*））
 - （ウ）事故の再発防止のためのセキュリティ機器（防犯カメラ、センサーライト、補助鍵、ガラス窓強化フィルム等）の賃借または購入費用（セキュリティ対策費用保険金（*））
- （*）事故発生から 30 日以内に VS に通知され、かつ事故の発生から 180 日以内に会員が支出した必要かつ有益な費用に限りです。
- （2）保険金が支払われるのは、会員ごとにサービス加入日から 1 年ごとに 1 回を限度とします。
- （3）会員が加入している他の損害保険にて本条 2（1）と同様の保険金が支払われる場合には、本保険に優先して支払われるものとします。
- （4）会員が本条にかかる保険金の支払を請求する場合は、VS での次の事項の確認を必須とします。

（ア）警察に受理された被害届受理番号

（イ）臨時費用ならびに事故再発防止費用の支出にかかった領収書等の提出

3. 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金は支払われません。

- （1）本サービス開始日から 30 日以内に発生した事故による損害
- （2）本サービス開始日より前に既に発生していた事故による損害
- （3）被害届または申出が警察に受理されていない事故による損害

- (4) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (5) 前記(4)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (6) 会員の親族の故意によって生じた損害。ただし、会員に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- (7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (8) 下記の物の損害
 - ①船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの
 - ⑤動物および植物
 - ⑥印紙、切手
 - ⑦通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずるもの
 - ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑨高額貴金属等
 - ⑩手形、小切手その他の有価証券
 - ⑪法令により会員の所有または所持が禁止されているもの
 - ⑫データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑬乗車券等
- (9) 下記の事由に起因する損害
 - ①風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害
 - ②会員または会員側に属する者(会員が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - ③土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
 - ④保険の対象が対象戸室の建物内に収容されていないときに生じた損害

(10) 保険の対象である家財のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害に対しては、保険金は支払われません。

①弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害

②打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害

③音色または音質の変化の損害

(11) 保険の対象である家財のうち、液体、粉体、気体等の流動体に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害に対しては、保険金は支払われません。